

防衛大学校の国旗の掲揚及び降下に関する達を次のように定める。

昭和30年5月2日

防衛大学校長 榎 智 雄

防衛大学校の国旗の掲揚及び降下に関する達

改正 昭和48年8月28日防衛大学校達第6号 昭和50年5月23日防衛大学校達第4号  
平成20年6月10日防衛大学校達第9号

(目的)

**第1条** この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）における国旗の掲揚及び降下に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(国旗の掲揚)

**第2条** 国旗は毎日（休養日及び防衛大学校長（以下「学校長」という。）の指示する日を除く。）大学校の本部庁舎の屋上に掲揚するものとする。

(掲揚区分)

**第3条** 祝日用国旗は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び入校式、卒業式のほか、学校長が指示する日に掲揚するものとする。

2 通常用国旗は、前項に規定する日以外の日に掲揚するものとする。

3 荒天用国旗は、前2項に規定する日が、雨天又は強風等の場合に掲揚するものとする。但し、晴天の日においても学校長が指示する時間中は、これを掲揚することができる。

(掲揚者)

**第4条** 国旗は、勤務学生がその日課時間表に定められた時間に掲揚及び降下するものとする。但し、学校長が指示する場合又は勤務学生が不在の場合は、学校本部当直及び学生隊副当直がこれを行うものとする。

2 国旗の掲揚及び降下に際しては、本部庁舎に勤務する学校当直付が国歌を放送

するものとする。

(半旗)

**第5条** 大学校で葬送式を行う場合、その他学校長が指示する場合には、国旗は半旗として掲揚するものとする。

(国旗の保管)

**第6条** 国旗は総務課において保管するものとする。

**附 則**

この達は、昭和30年5月2日から施行する。

**附 則** (昭和48年8月28日防衛大学校達第6号)

この達は、昭和48年8月28日から施行する。

**附 則** (昭和50年5月23日防衛大学校達第4号)

この達は、昭和50年5月23日から施行する。

**附 則** (平成20年6月10日防衛大学校達第9号)

この達は、平成20年7月1日から施行する。